

平成 2 9 年 第 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 1 月 2 4 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子
委員	石 井 正 治

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 2 9 年第 2 回教育委員会定例会を開催します。 本日は、4 名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>はじめに日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と石井委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、継続となっております陳情第 1 号を審議いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
川勝学務課長	<p>それでは、お手元に配らせていただきました資料、合計 3 枚だと思えますけれども、ごらんください。まず、学務課のほうで 2 枚のご説明をさせていただきます。</p> <p>1 枚目でございます。就学援助制度の概要ということでございまして、前回の委員会でも概要等、さまざまなご意見がありましたので、資料にさせていただいております。順を追って説明をさせていただきます。就学援助制度自体の目的ではございますが、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に給食費、学用品費、修学旅行費等の費用を援助するという目的でございます。昭和 3 2 年から始まっております。根拠規定につきましては、こちらに記載させていただいているとおりでございます。</p> <p>対象といたしましては、要保護世帯と申し上げますけれども、児童・生徒のうち、生活保護世帯、こちらと準要保護世帯ということで、今までも教育委員会のほうでやっている部分については、世帯の総収入が生活保護基準の 1.5 倍以下の者ということで基準をつくってやっております。各区におきましては、所得が生活保護基準の 1.1 倍から 1.3 倍というような形で区によって違っているということでございます。例示の中は、どういう世帯が対象になっているかということで、主な想定されるケースをそれぞれ載せさ</p>

せていただいております。

次に、事業概要といたしましては、ここに書かせていただいている項目ごとにそれぞれの援助をしているというような現況がございます。また、資料要求ということの中にございました認定者数、認定率の推移ということでございまして、こちらについては、平成18年度から平成27年度までということで、小学校、中学校、そちらの合計ということで、それぞれ認定率、認定者数を記載させていただいております。ここ5年程度でございますけれども、若干準要保護の方の数が減ってきているという現状はあります。これは児童・生徒数、減ってきているというようなこともございまして、そういった傾向がございます。

2枚目をお開きいただければと思います。2枚目につきましては、こちらの陳情等にも出ている中身でございますが、新入学準備金の実施状況ということでございます。

まず、1番といたしましては、本区における新入学準備金ということでございます。援助費目としましては、新入生児童生徒学用品費という名称でございまして、対象の経費といたしましては、新入学児童・生徒、小学校、中学校ですね。通学用品の購入費の援助ということを目的としております。対象者でございます。小学校1年生、中学校1年生の方で入学式当日、現在の在籍者ということで、要綱上は4月1日にいるというようなことが条件になっております。支給の金額でございますけれども、これは参考ということでございますが、小学校1年については2万3,090円、中学校1年については2万6,010円という形での支給金額でございます。支給の実績でございます。27年度の決算数値からでございますが、2,774人という形になってございます。

後は、他の区の状況等を資料要求ということでございましたので、東京都で前倒し支給を実施している自治体ということでございます。平成28年度現在でございますので、今後ということでございますけれども、そこは加味してございませぬが、今現状でそういったことをやっている区が、世田谷区、板橋区の2区でございます。あと、都下でございますが、八王子市ということになっておりまして、それぞれ中学校1年、八王子市については小学校1年生の段階でも前倒しをしているというような状況がありまして、東京都の中では2区1市という形になりますが、実施をされているという状況がございます。それぞれ要綱等で規定をいたしまして、やられているということでございます。

そこに絡みまして、3番のほうで、前倒し支給を実施している自治体の問

	<p>題点というようなことで、どんな問題があるのかというようなご質問もございましたので、ここに2点ほど挙げさせていただいております。1点目は、通常前年の収入により認定を行います。新入学準備金のみ前々年の収入により審査、認定するという状況になりますので、ここで公平感が欠けているのではないかとというようなことが言われています。</p> <p>もう一つですが、新入学までに転出した場合、実施済みの2区1市、上に書いてある三つのところは、返金を求めないという制度にしておりまして、特に八王子市はホームページ等に出ておりますが、転出した場合、支給実施済みということ八王子市が転出先の自治体へ送って、その方については支給しないように求めるというようなことを行っているということでございます。こういった部分についても、公平性が今の段階では著しく欠けているという状況になっているという状況でございます。</p> <p>資料要求いただいた学務課からの資料の説明は以上でございます。</p>
柴田教育推進課長	<p>もう一点、資料ということでございました。貧困率につきまして、都の過去のデータをお話しございました。お示ししたのは、厚生労働省で毎年行っております国民生活基礎調査の結果でございます。実は25年と書いてございますのは、貧困率につきましては、3年に一度の調査項目となっております。今現在の一番新しいものは、平成24年の貧困率ということで25年度の調査で行い、26年7月に発表されたものでございます。ですので、この後3年後ということになりますので、恐らく28年度調査ということで、今年の7月中旬ごろに調査結果が発表されるだろうというものでございます。一番上に記載がございますとおり平成24年の貧困線とそれから、相対的貧困率。陳情書にございますのは、2行目のまたの以降の子どもの貧困率ということで、17歳以下、16.3%と、この数値でございます。これが先ほども申し上げたとおり3年に一度ということで、その下に表で過去のものをお示ししてございます。例えば平成18年、先ほど認定者数、認定率の推移というふうに学務課からの資料にございましたけれども、18年度の子どもの貧困率は14.2%。そして、その3年後、21年度は15.7%。今回が16.3%ということで対比をいただければと思っております。</p> <p>以上、私のほうからの資料についての説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>以上ですね。ありがとうございました。この件につきまして今、資料説明ありましたが、各委員からご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。</p>

石井委員	<p>就学援助制度の概要についてお聞きしたいのですが、認定率と認定者数がありますが、申請した方のうち認定されたのが、例えば平成18年度、小学校のところでいきますと、認定率30%の読み方としては、申請した人が何名かいて、そのうちの30%が認定されて、30%に当たるのが1万1,368人ですよという読み方でよろしいでしょうか。</p>
学務課長	<p>これは児童・生徒数に対する率でございますので、そういう形ではございません。申請を実際にしてくる方は基準がありますので、もしかしたら自分が該当するのではないかというような中で申請をしてきます。例年、一、二割程度多い形で当然申請が入っております。そこを書類上のチェックとかそういった基準に照らし合わせながらやらせていただいております。この認定率は、全体の規模から見た数になっておりまして、なおかつ、合わせた合計ということになりますので、要保護の世帯と準要保護の世帯、これが合わさった数がこの数になっておりまして、認定率が約3割弱という形になっております。以上でございます。</p>
石井委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。母数は区立小学校・中学校に行っている子どもたちの数ということですね。</p>
学務課長	<p>そのとおりでございます。</p>
尾上委員	<p>先ほどの資料の中で、2区の自治体が支給をされているということの中で、世田谷、八王子は平成28年ですから昨年度からということでしょうか。板橋区は23年とってそれなりの歴史があるように思うのですが、この板橋に関しまして、例えば、4月1日の段階では在籍していないとか、何年間かの推移の中での状況というのはあるのでしょうか。</p>
学務課長	<p>私どももそれにつきましては、いろいろなところからお話をいただく場合があります。制度を調べるといったことはさせていただいております。先ほども申し上げたとおり4月以降は返さないとか、そういうような状況も含めて調べさせていただいております。特にこの問題については、板橋区のほうで最初に取り扱いをされてきたということですが、いろいろ</p>

	<p>板橋の考え方もおありになるかとは思いますが、4月にいらっしやらない、その前の年度でいるということを実際として支給を前倒しでされています。板橋区に私どもが言えるものではありませんけれども、4月以降に転出した方は追わないというような考え方には、整合性は今のところないのではないかとこのように申し上げたところでございます。以上でございます。</p>
尾上委員	<p>他区のことですからね。</p>
学務課長	<p>もちろん100%ということではございませんが、そのような問題点があるのではないかとこのことで、書類のほうにも書かせていただいております。</p>
松原委員	<p>資料ありがとうございました。今、課長のお話伺って、やっぱり僕自身は公平性という点で、やはり疑問だなというふうに思っているのですね。実際の問題点として二つ挙がっていますが、前々年の収入を見るというのはどうなのかなというふうに思います。実際に長年現場に立っていて見てみると、いろいろな課題があって、ご家庭によると思うのですけれども、このご家庭が準要保護を持っていて、でも車もあるよとかいろいろあって、逆に何でしょうか。給食費とか滞納みたいなのがあって、兄弟が複数いると一家族で本当に百万超える場合もあるんですよ。実際にぜひ出してくださいということで訪問したこともありますし、じゃないと給食が本当に汁だけになっちゃうんだというお話もはっきりとしたこともあります。ですから、2年前にさかのぼるということが、どうなのかなというのが1点です。</p> <p>それから、2点目の八王子市さんの場合ですけれども、転出先が実際にいついなくなるといようなことがきちんと本当に正しく整合性持たせて連絡がきちんと周知できるのかということ、なかなかそううまくいかないのではないかと、経験上なのですけども思っております、以上の2点からやっぱり公平性というのは一番大きいなと思います。</p>
尾上委員	<p>私、前回のこの審議をして以降、どういうふうにするのが一番いいのかなと考えておりました。その中で、どのご家庭も、援助を受けていない家庭も、子どもたちが入学するに当たっては経費がかかるわけですから、それなりの月日を前提にしながらちょっとずつ積み立てたりという形で備えていくということはあるのではないかと考えています。それでもやはり大変なご家庭というのはもちろんおありだろうと、そういう中で、どういうふうにしたら一番いい形にできるのかなと思いつつも、やはり税金の無駄遣いというか、</p>

	<p>要するに私たち先に、それこそ回収できなかったということになったら、区民が納めていただいている税金が無駄になってしまう、それはまたちょっと違うかなと思いました。</p> <p>そういう中で、もしかしたら区の行政の中で、生活一時資金の貸し出しという制度ありますよね。例えば、そういう制度を利用して、事前に借り受けをして、そして準備金が入った段階でお返しをするなんていうことはできないものだろうか。そうすれば、無駄ということもなく公平に皆さんの手元に届いて、準備支度もできないことはないだろうなど。それは全員じゃなくて、どうしても資金が足りないということでの申請をしてのことになるわけですから、そういう形はとれないものだろうか。ない人にとってはとても苦しいことだと思いますので、何とかそういう援助してあげたいと思いつつも、そういう制度を活用する。そうすると、税金の無駄遣いというか、皆さんからいただいた税金を本当に無駄なく使わせていただけるということがより大切なんじゃないかなと、そんなふうに思って、ここでの支給ではなくて、違う形を工夫できないものだろうかとそんなふうに考えてみましたけども、どうでしょうか。</p>
教 育 長	<p>今、尾上委員からのご意見をいただきました。</p>
石 井 委 員	<p>私も実は全く同じようなことを考えていまして、無利子の貸し付けなんていう制度がうまく使えないものかな。無利子でお貸しするわけですから、入学準備金が必要な方はその場で使える。きちんと申請をしていただいて、少し時期的におくれますけれども、入学準備金が後で支給される。無利子ですのでお返しいただければ全く問題ないというような格好はとれないものかななんて思いました。</p>
上 野 委 員	<p>初歩的な質問で申しわけないですが、資料2の3、前倒し支給を実施している自治体の問題と。先例がどうなっているのかなというのが私、関心があったものですから、まず1のほうが、新入学準備金のみ前々年度収入によって審査、査定するしか技術的にはないということですか。</p>
学 務 課 長	<p>これは基本的には援助制度でございますので、新入学準備金以外についても、これも含めてなのですけれども、今の現状では、前年の収入を課税証明等とっていただきながら、そこを証拠書類としてきっちり6月以降に前年の収入が課税証明としてとれる時期を超えて、私どもは前年収入を認定してい</p>

	<p>くと。それによって審査をして、全ての報告について、その年度で税金の支出を図っていくという立場でございます。新入学準備金も同じ考え方で、江戸川区のみならず他区においても同じような形でやらせていただいているので、もしこの陳情の形を実現するということになりますと、こういった問題点が発生すると考えております。以上でございます。</p>
上野委員	<p>ということは、そうすると、前倒しすると、課税証明がとれないと、間に合わないということですか。</p>
学務課長	<p>これをやるとすれば、他の区は、この3月に前の要するに1年前の確定が6月に、毎年6月にそういった収入が確定してまいりますので。</p>
教育長	<p>前年の収入が6月ということですね。</p>
学務課長	<p>そういうことでございます。</p>
上野委員	<p>前倒しにすると、その年度はとれない。そうすると、一応公的な証明みたいなものがそろわないということですか。</p>
学務課長	<p>そのとおりでございます。税の関係のほうですね。例えば住民税の記載がございますけれども、それが課税証明ということで6月以降に出てきますので、その方々の収入がそこでわかる。確定したものをいただく中で、私どもはそこで審査を全区民に対してさせていただいているということでございますので、援助しないということではございませんので、そういった形できっちり、後は在籍ということを確認して、4月1日にいらっしゃるということを確認して、その年度の税金を支出していくという形でございます。以上でございます。</p>
上野委員	<p>そうすると、前々年度でやって支給するとしますよね。そうすると、後の年度の課税証明はとらなくてもいいのですか。そこに齟齬が出るわけでしょう。</p>
学務課長	<p>例えば、小学校6年生のお子さんがある場合には、小学校5年生のときの親御さんの収入を次の小学校6年の6月のときにいただいたもので、そこで、もらったものにおいて次は調べないで出していくという制度を他の区はやっ</p>

教 育 長	<p>ていると。</p> <p>ここで書いてございますが、新入学準備金のみ前々年度の収入だということになりますから、私の理解で言えば、当然6月には前年度の課税証明をとって、事業概要で学用品とかいろいろございますが、学用品を除いてですね。学用品とか新入学を除いてですね。こういうものは6月に前年度のものをとってということになりますね。</p>
上 野 委 員	<p>前年度がとれなかった場合ですよ。課税証明をとった場合に、その証明では要件として満たさなかったというような場合には、これはまた別の問題ですよ。その場合に一つの考えとしては課税、前々年度でやったから出したと、今年度であったら出ない。じゃあ要件が満たなかったから返還請求しますという形になるのですね。</p>
教 育 長	<p>実施している2区1市はその返金を求めているということで、いいわけですね。この資料はね。</p>
学 務 課 長	<p>そのとおりです。</p>
上 野 委 員	<p>それから、新入学までの間にいただくものをいただいておいて、その学校に入らないで別の学校に行ったというのでしょうか。転出は。だから、別の学校へ行った場合に、別の学校では前倒ししてくれないわけですよ。転出先の自治体に支給実施済みの通知のほうを行うというのだけど、意味ないように思うのですね。</p>
学 務 課 長	<p>そうですね。そこの部分がちょっとこの陳情の部分なんですけども、教育委員会の中の各区の23区の学務課長会というところもございますけれども、その中でもちょっとこれは問題ではないかというような話もあります。</p>
上 野 委 員	<p>先ほど、尾上先生がこういう方法、代替策的みたいなものがあるとおっしゃいましたけど、もう一度ちょっとお話していただけますか。</p>
尾 上 委 員	<p>石井先生と同じ無利子の貸し付けというのが、要するに区の行政のほうでもおありだと思いますよね。そういうのをベースに活用して、そして、それも申請をして活用する。要するに全員がこういう制度というか、どうしても</p>

	<p>必要だということではないと思うのですよね。支援受けている方の中でも準備をされている方も当然いらっしゃると思います。ですから、必要な方は申請をしていただいて、無利子の貸し付けをしていただいて、そして、この制度の中で準備金が出た段階で返還をしていくというそういう、石井先生もおっしゃったとおりですよね。ですから、そういう形が私はできないものだろうかというふうに思いました。ですから、教育委員会としては、私としての意見はちょっと無理だろうけども、他の方法はないだろうかというそういう意見です。</p>
教 育 長	<p>そういうことも付加して考えてということですよね。</p>
尾 上 委 員	<p>そうです。</p>
教 育 長	<p>大体皆さんからご意見いただきました。この陳情見ますと、入学準備金3月支給などの制度の拡充ということで、1と2がございまして、1が今、皆さんからご議論をいただいて、ご意見もいただいて、大体皆さん結論を出していただいている気がしますが、入学準備金の支給を入学前の3月に支給してくださいというのが1でございまして、2が就学援助の認定基準は所得にし、認定率を引き上げてくださいというのが2で、などになっているので、この二つを一緒に陳情として考えないといけないわけですよね。</p> <p>今日のところ、1のほう、これだけご議論いただいたので、2のほうも皆さんのご意見があれば、もし今日あれば言っていたら、もし結論が出ないようでしたら、今日、結論を出したいと思いますが、もし2のほうで、まだ1のほうで大分ご議論いただいてご意見をいただきましたので、2についてはもう一回ぐらいということがあれば、次回というふうに考えておりますが、そのあたりいかがでございましょうか。</p>
松 原 委 員	<p>多分、その間になるのかなという意見なのですが、本文の上から4行目、子育て世代の保護者からという部分なのですが、義務教育にお金がかかり過ぎるというようなご指摘なのですが、今、恐らく各学校お話を聞くと、行事とか、例えば、修学旅行だとか遠足もそうなのだけでも、負担にならないように各校では考えていると思うのです。ですから、その辺のところをやっぱり校長先生中心に周知していくということが課題だと思うのですが、この辺のところはそうなのかなと疑問を持って2を考えているところなのですが。</p>

教 育 長	なるほど。他に1のほうで大分皆さん、活発なご意見、ご質問等いただきましたので、2についてもし何かあれば。
石 井 委 員	ここに書かれている就学援助の認定基準は所得にし、認定率を引き上げてくださいということなのですが、所得にするとどのぐらい認定率が引き上がるものなのか、何かモデルケースといいでしょうか、あるいは、実際にこんなふうになりますよというようなことがあれば教えていただきたいのですが。
学 務 課 長	これはさまざまなケースでちょっといろいろありますので、完全にということではないですけれども、確かに陳情に書かれているとおり、この1.5倍の部分見直して違う基準に当てはめていくということをするれば、例えば、1.1%とか1.2%とかといったところで、一、二%だと思いますけれども、認定の数が増えることは想定されます。ただ、ちょっとそれぞれの世帯の状況とか、あと、個別な状況になりますので、その積み上げをしているわけではございませんけれども、そういった部分はあると思われま。
石 井 委 員	なるほど。別な質問なのですが、準要保護世帯というのが生活保護基準の1.5倍以下の者ということになっておりますが、この1.5倍以下という数字をいじることは私たちではできないわけでしょうか。
学 務 課 長	これは予算上のお話ということも当然絡んでまいりますので、そこについては、当然区議会の中でというようなこともありますし、区長部局のほうで決めていくというようなこともあると思います。
教 育 長	教育委員会として、どう考えるかということだけですね。
石 井 委 員	そういうことですね。
教 育 長	そういうふうに考えていったほうが私はいいと思います。 よろしいですか、石井委員。
石 井 委 員	はい。

教 育 長	<p>他によろしいですか。</p> <p>では、大体意見は出尽くしていると私は思いますが、次回までにこのところをまとめて考えをいただいて、意見をお話しいただいて、次回にどうでしょうか。結論を出すということで、委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、次回までにご自分のお考えをまとめていただいて、次回は議論ということではなくて、これについての結論としての話をいただいて、教育委員会全体として結論を出したいというふうにしたいと思います。よろしいですね。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、陳情第 1 号は本日は継続といたします。</p> <p>続いて、第 1 号議案、次の議案ですが、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成 29 年度教育重点施策についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第 1 号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成 29 年度教育重点施策につきまして、お手元に案としてお示ししてございます。</p> <p>もう既に昨年も教育目標・基本方針については、大きくかわるものではないというようなことで決定をいただいてきたところでございますが、事前に改めてお目通しいただきまして、ご意見等もそれぞれの委員さんからいただいたものを文言の整理、加除訂正という形で示させていただいております。同じく平成 29 年度の教育重点施策（案）というものでございます。こちらでご確認をいただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>これまで、委員の皆さんにもご確認いただいておりますので、前回も見ていただいたものをこのようにしております。今回、このように改正したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>私、目標とか方針というものの基本的なものが変わらなければ、多少いろいろ読みやすくしたり誤解のないような文章に訂正したりというようなこと</p>

	だったので、私はもうよろしいのではないかと思います。
石井委員	一つだけ。元号はもう2年後変わるということによろしいですね。
教育長	そのようですね。
石井委員	そうすると、案の1ページ目なのですが、5行目、2030年(平成42年)となっておりますが、これはどうでしょうかね。
教育長	1ページの5行目の端ですね。
上野委員	それはまだ不確定なことだから、まだ国会でもまだ結論出していないから。
石井委員	そうですね。承知いたしました。
教育長	あと、よろしいですか。この件はよろしいですね。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	では、他にないようでございますので、第1号議案、教育目標・基本方針及び平成29年度教育重点施策につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 続いて、第2号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取を議題といたします。 この議案は教育に関する予算、条例案について、平成29年度第1回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。 本件は議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕

教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより、会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第2号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。</p> <p>〔第1号議案にかかる審議、政策形成過程終了につき公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第2号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第2号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。教育長宛て、多田区長よりこの意見聴取が来ております。記書きにございます4点についてでございます。</p> <p>1点目が平成29年度、江戸川区一般会計予算中、教育の事務に関する部分。第2番目が、平成28年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。3点目が、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。4点目、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例中、教育の事務に関する部分の4点でございます。</p> <p>1枚目の資料をお開けください。平成29年度の当初予算案になります。予算規模といたしまして、一般会計平成29年度、2,401億2,700万で、28年度に対しまして4.0%の増ということでございます。特別会計と合わせまして3,718億1,700万ということで、2.6%増の予算でございます。</p> <p>そのうち歳出といたしまして、一般会計のうち教育費を下に載せさせていただいております。252億8,000万円。前年比1億1,300万円の増、0.4%の増でございます。構成比といたしましては、28年度は一般会計のうち10.9%を教育費は占めておりましたが、29年度につきましては10.5%ということになります。</p> <p>次のページをお開けください。次のページからは教育委員会にかかわる重点事業項目の一覧として、この予算の編成に際してのものを載せさせていただいております。拡充事業としての四角で囲みを入れた学校施設の改築の部分で、その他、二重丸ですっとお示ししている事業でございます。</p> <p>それから、次のページをごらんいただきますと同じように二重丸で重立った施策をお示しさせていただいております。2点目の創造性豊かな江戸川文化というところでは、拡充事業としてさきに指定文化財としてご決定をいただきました下鎌田の富士講の調査報告書というものの発行についてを拡充事業として掲載をされております。</p>

続いて、次のページをごらんいただきますと、教育費の当初予算の主なものを計上してございます。1ページ目が歳入としまして、13億5,378万4,000円の歳入でございます。歳出につきましては、次のページで、先ほど申し上げました252億7,994万7,000円ということでございます。右側には主な内容ということで、米印で新規拡充事業として掲載をさせていただいております。

以上が1点目の平成29年度の当初予算案についてでございます。

続きまして、2点目でございます。28年度の第5号の補正予算の概要、教育費の案ということで表をおつけしてございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金としまして1点目の国庫負担金、これは第三松江小学校、篠崎第三小学校の公立学校の施設整備費国庫補助金の算定におきまして、当初見積りの補助単価、平米単価及び補助対象面積より上乘せとなったものということで、追加の歳入というものになります。公立学校施設整備費国庫負担金で、こちらに計上のとおり8,700万2,000円の今回の増額の補正でございます。

それから、国庫補助金につきましては、国庫の財政状況が厳しいためということで、これまで学校施設環境改善交付金として申請をしていたものの一部の対象工事が採択をされなかったということで、主に手洗い所の改修工事等なのですが、こちらは逆に減額の補正でございます。3,232万2,000円の減というものでございます。

続いて、下の表でございます。歳出でございます。教育費の中で教育推進費、こちらは木全・手島育英資金関係の積立金ということで、指定寄付2件の分を計上させていただいております。

それから、すくすくスクールの運営につきましては、賃金、これは臨時職員の賃金でございますが、現状でこの分の予算を実績が下回るという見込みが出ましたので、2,978万8,000円の減額をするものです。

それから、学務費につきましては、小学校費、中学校費それぞれ計上させていただいておりますが、1点は光熱水費の予算編成時の見込みほどかからなかったということで、減額の補正でございます。これは小・中学校それぞれで減額をしております。

それから、同じく小・中学校それぞれで、就学援助の扶助費につきましても、認定者数が当初見積りよりも減少したためということでの同じく減額の補正でございます。

それから、小学校の給食運営費ということで真ん中にありますが、こちらは委託料でございます。28年度の委託導入校につきましても、契約先、

計上していた予算よりも契約金額が低かったということでの差金でございます。これも減額補正とさせていただきますということです。

続いて、次のページをお開きください。こちらは学校施設費になります。まず、小学校費の工事請負費でございますが、こちらもそれぞれ工事を執行する上で契約差金が生じまして、このような減額の補正になります。中学校費も同じく契約差金による執行残というものの減額補正でございます。

それから、葛西小・中学校の施設改築費でございますが、これもそれぞれ設計委託、それから、賃借料で言えば仮設校舎の賃借料、こうしたものの契約差金による差金について、減額補正するものです。

続いて、国庫支出金等受入超過額返納金ということでございますが、さきに閉校いたしました旧平井第二小学校につきましては、国庫補助事業ということで、こちらにお示ししてございます空調ですとか、それから、トイレの改修、地デジ整備というものを平成20年度以降行ってまいりました。これにつきましては、教育財産から普通財産に戻すということになりましたので、そのときの補助の一部を返納するというものでございまして、合わせまして540万円を国庫に戻すというものでございます。

それから、最後の表ではございますが、これは財源の振りかえということでございまして、先ほど歳入でございました第三松江小、篠崎第三小、こちらにつきましては、国庫の負担金が増額になったものでございますので、一般財源からそちらのほうに繰り入れということで、財源の振りかえをしております。小松川第二中学校につきましては、同じく負担金の増額ということに伴いまして、一般財源はゼロということで振りかえをしたものでございます。

以上が第2点目の28年度第5号補正予算案でございます。

続いて、3点目、今ちょっと、参考として資料をお配りしてございます。3点目、4点目同じものになりますので、あわせて説明させていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

お手元には新旧対照表をおつけしたのですが、こちらの参考資料のほうで説明させていただきます。

まず、この議案でございますが、いずれも地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う条例改正でございます。真ん中部分に書いてございます今回の概要です。

まず、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の中では、対象となる子どもの範囲の拡大、これは育児休業の対象となる子どもの範囲

の拡大。それから、要介護者の範囲の統一。それから、介護を行う職員の時間外勤務の免除。介護時間制度の新設。そして、もう一点の条例の職員の育児休業等に関する条例では、対象となる子の範囲の拡大ということでございまして、いずれも今よく言われます介護離職ですとか、それから、育児休業をとる場合の子どもの範囲というのが見直されたと、そういう法改正をもとにしてございます。とりやすくなったというようなことでございます。

これが実は平成28年12月2日の日に法改正がされました。ただし、これを本来ですとここに書いてありますとおり29年1月1日から施行ということで法改正がなったわけですが、区議会の第4回定例会に間に合わないということになりまして、それで今回、第1回定例会で議案として出てきたものです。

1番のほうは、対象となる子の範囲ということでございますが、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に看護する者、それから、養子縁組里親である職員に委託されている児童、その他、これらに準ずる者ということで、対象の範囲、子どもの範囲を拡大することになります。これは国家公務員のほうも既に法改正がされておりました、それに準拠したものになります。

それから、要介護者の範囲の統一ということで、これも次のページをごらんいただきたいのですけれども、これまで真ん中にあります線を引いてあるところで、上の表と対比していただきたいのですけれども、これまでからのこの人たちの休暇がとれる要介護者としての範囲が、オレンジ色といいますが赤い線の中の人たちが対象でした。4番から6番の人については、緑色の対象でした。ということで、AとBとそれぞれが対象が違っていたということがありました。今回の改正によりまして、緑色に統一をするということで範囲が変わったということです。

それから、3点目が介護を行う職員の時間外勤務の免除ということになりますが、これまで公務の運営に支障がないと認めるときは、正規の勤務時間を超えて勤務させないこととしますということになります。時間外勤務を免除するというようになります。

それから、介護時間制度の新設ということで、これは介護休暇というのが1日単位という形でやっておりましたけれども、今度は、例えば、2時間というような時間単位で介護休暇がとれると、分けてとれるということになります。そういったことが今回のこの2本の条例に改正の内容になっております。

改正内容はそういうことでございます。今、働きやすくというような流れ

	<p>の中での地方公務員についても、そういった改正がなされたということでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ただいま、教育に関する事務の議案ということで、1 から 4 まで説明がありましたが、このことにつきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>2 番目の補正予算についての質問なのですが、少しあちこちで飛んでの質問になってしまって恐縮なのですが、まず、歳入のうち、補正で減額になっているのが、手洗いの改修工事が採択されなかったということがございました。裏面に行きますと、学校施設設備費、工事請負費が契約差金によって執行残が生じるため手洗いの改修工事等が、これは 5 , 3 0 0 万、執行されないでいるということがございます。こちら辺を両方うまくやること、つまり裏面でというような財源振替みたいなことをやっていただいて、手洗いの改修というのが滞りなく全部できるようにはできないものなのではないでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>歳入の部分は、これは交付金として工事項目が採用されなかったために見込んでいた歳入が入ってこないということでの減額補正です。歳出のこちらの裏面の手洗い改修工事等と書いてありますが、これは逆に工事を行った上で契約差金が生じて、工事は予定どおりやっています。残金が出ると、予算は総計予算ということで、当初に全て盛り込むという前提がございますので、予定を超えて余ったから他の工事をやるということは許されないものですから、余った場合にはお返しすると。減額をして補正をするということが今回、第 5 号というのは年度末の最後の補正予算になります。</p>
石 井 委 員	<p>それをわかった上で、三つ目の財源振替なんていうのがあるので、そういうのがうまく使えないのかななんて。要は、中学校とか小学校とか、トイレがすごく汚いところは汚くて。</p>
高橋学校施設 担当課長	<p>トイレ工事につきましては、年度当初予定していた工事は全て行っております。ただ、私どもでいろいろなトイレ工事ですとか外壁等さまざまな工事があって、その工事のうち幾つかのメニューについては補助金がもらえますので歳入の予算を組めますが、歳入の部分は、トイレ工事をやるに当たって補助金をいただけたらと思って申請をしたのですが、いただけなかったので歳入の部分で減額、もらえる予定で予算を組んでいりましたが、いただけなかつ</p>

教 育 長	<p>たのでこれは減額したと、ただ、工事は当初予定どおり実施はしております。</p> <p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。この1から4につきましては。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、異議なしといたしまして、区長にその旨回答させていただきます。</p> <p>秘密会はここまでとさせていただきます。</p> <p>〔秘密会終了〕</p>
教 育 長	<p>続いて、第3号議案、2017「家庭倫理講演会」開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを議題といたします。事務局からお願いいたします説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第3号議案、2017「家庭倫理講演会」開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。お手元には申請書をおつけしてございます。</p> <p>申請者、一般社団法人倫理研究所、家庭倫理の会江戸川の会長からの申請でございます。行事名といたしまして、2017「家庭倫理講演会」、事業内容、目的でございますが、人と人とのつながりが薄れて孤立する人が増えている現在、健全な家庭を築き、喜びに満ちた生活を送るために具体的な実践や体験を交えて提言し、地域社会の教育力向上に貢献するというものです。実施時期は29年4月2日日曜日、総合文化センター小ホールにおきまして、500名、江戸川区民と周辺の方ということで、子育て中の両親、若い方を中心に対象にして行われます。経費徴収としては、1人当たり1,000円、聴講券として徴収をするということです。</p> <p>添付書類、そちらに3点、記載してございますが、裏面に今回の2017の講演会の企画書がついてございます。テーマが「つながる」ということで行われるということです。こちらの講師ですが、この倫理研究所の生涯局ということで、内部の方の講師と聞いてございます。ちなみに後援は、文部科学省、江戸川区、そして、社会福祉協議会、小P連、中P連が後援となっています。開催趣旨はそちらにお示しされております。</p> <p>次のページが予算書になります。収入は先ほどの1人1,000円の聴講券ということで50万円、500名を予定ということです。支出につきましては、研究費以下、50万円というこちらの名目で予算が提出されております。</p>

	<p>す。次のページには、文部科学省の後援名義の使用許可ということでの写しがついております。それから、一般社団法人倫理研究所の定款、そして、一番最後のページには役員名簿が添付をされております。以上の申請について後援名義の使用について、名義使用についての申請でございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>これは江戸川区でも後援しているのですね。</p>
教 育 長	<p>そういうことですね。これをいつも区長がパンフレットに挨拶文を載せて、行けるときは区長が挨拶に行っております。行けないとき、ここ2年間ぐらい私が挨拶をさせていただいていますが、そのような会で、倫理ですね。家庭教育の中心ということで、個別にも家庭教育講座みたいなのをやっているようなのですが、そこは10人、20人集まるということでございます。</p>
上 野 委 員	<p>これは今まで何回かやっているのですか。</p>
教 育 長	<p>これは、いつからやっているのだろう。わからないですね。何回かは載っていないですね。相当古いようですけど。</p>
教育推進課長	<p>少なくとも2004年から、平成10年ぐらいからは多田区長が出席をされて挨拶をされています。</p>
尾 上 委 員	<p>一番最後のほうに、役員さんのお名前が一覧に載っております。これは江戸川の全て江戸川の皆さんですけども、こういう開催は、今回は江戸川という形ですけども、毎年江戸川でもやっていたらしゃる。他の他区でもこういう形で、来る人が中心になってこの倫理会を行っているとかというのはあるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>家庭倫理の会の講演会自体が、こちらの会を見ますと、かなりの回数、すみません。昨年ですけども、開催会場は182カ所、合わせて5万7,000人の参加者があるということです。</p>

尾上委員	そうですか。ありがとうございました。
教育長	恐らく尾上委員、この文科省の通知の写しを見ると、つまり一般社団法人倫理研究会主催の家庭倫理講演会というのは、2月19日から5月28日までと出ておりますので、全国でやっているんじゃないでしょうか。今、お話しているのは、江戸川区でやるという、4月2日に開催するというふうに、文科省は全部合わせて後援しているのでしょうかね。
尾上委員	ありがとうございます。
教育長	よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、ないようでございますので、第3号議案は原案のとおり決定させていただきます。 次に、教育関係事務報告にまいります。柴田課長はここで公務のため退席させていただきます。よろしく申し上げます。
教育推進課長	わかりました。
教育長	それでは、続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、平成27年度教育委員会事務事業の点検・評価についての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。
庶務係主査	平成27年度事務事業点検・評価報告書ということ、案ということでお示しをさせていただきました。昨年、教育委員会案ということでも議決をいただきましたものについての報告書でございます。 まず、1ページめくっていただきまして2ページに、ご承知おきのところだと思っておりますが、今回点検・評価の事業とさせていただいた7項目が記載をされているところでございます。また、もう1ページ開けていただきまして4ページなのですが、学識経験者ということ、こちらに記載があります(3)に記載があります2名の学識経験者の方から今回、外部評価をいただきました。その上の外部評価の評語の定義なのですが、A、B、Cの3段階の評価をいただいております。Aが教育目標達成のための大きな成果がある事業で

あり、引き続き事業を実施していくべきであるという評価です。Bが教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる事業であり、さらに工夫・改善を加え事業を継続していくべきというものでございます。Cにつきましては、改善する点が多く、期待した効果が少ない、事業の大幅な見直し、または廃止を検討する必要があるというような基準になってございます。

ページをめくっていただきまして6ページでございます。

1点目の事業、教育用ICT総合活用支援につきましてのご意見が6ページ下段のほうにございます。学識経験者ということで、お二人の方からそれぞれご意見いただいているものでございます。各学校におけるICT活用支援することには大きな意味がある。本事業は各学校における指導開発に対して情報を提供するとともに教育活動の実施、充実を促す効果があるというようなご意見であったり、2点目としましては、事業にICT機器を導入し、授業効率を高める気運が高まっている。しかしながら、その活用ルートには学校差、教科差、学級差が生じているのが実態であり、ICTの活用法を迷っている教員にとって、本事業は大変意義があるというような評価をいただいております。外部評価としましてはB評価ということでございます。

続きまして、9ページになりますが、事業名、学校版もったいない運動でございます。9ページの同様のところにご意見をいただいております。学校教育に関しては、知識面中心での教育活動は展開しやすいが、それと行動を結びつけるような実践が課題となっている。それだけに全児童・生徒に働きかける要素を持った本事業については、さらに創意工夫を加え、一層の充実を図ることが期待される。また、学校では給食での残菜ゼロ、無駄な点灯ゼロなど具体的な到達目標を掲げ、学校全体で一丸に取り組むことができる。環境に対する児童・生徒の意識を高めることで持続可能な社会づくりへの一翼を担う人材の育成を期待されるというようなご意見をいただいております。外部評価、A評価でございます。

続いて、3事業目、日本のしらべでございます。11ページの下段をよろしくお願いいたします。

児童・生徒を取り囲む生活環境が変化し、伝統文化を実感する機会は極端に減少している。伝統文化の重要性を認識するためには、やはりこれにかかわる内容に直接触れ、興味関心を高めることが大切であり、そこに本事業の意義がある。また、ふだん触れることが少ない邦楽や日本古来の和楽器の演奏に生徒が直接触れることで、一生忘れることができない日本の伝統文化との触れ合いであることができるというようなご意見をいただいております。外部評価はAでございます。

4 事業目、観察・実験アシスタントでございます。14 ページ上段をごらんください。

さまざまな調査結果は、児童・生徒の理科に対する関心を高めることが課題であるとしている。本事業は小学校での理科授業の充実に働きかける意義を有しており、今後もさらに工夫を加えて継続することが求められる。また、観察・実験アシスタントの学校配置は、実験の狙いを意識した授業づくりを支えるだけでなく、楽しくあっと驚く授業を展開することに貢献しており、子どもたちが一番喜んでいるというようなご意見をいただいております。外部評価はB 評価でございます。

5 点目、手洗い所大規模改修工事でございます。17 ページの上段をごらんください。

本事業は、児童・生徒の生活の基本にかかわり、衛生面だけでなく精神面にも影響を有するだけに実施上にさまざまな課題はあるが、充実、継続を図ることが求められる。家庭のトイレが洋式化している現在、学校のトイレが和式であるため利用を我慢する児童・生徒も多いと聞いている。現在、約75%の学校でトイレの改修を終え、子どもたちにとって利用しやすいトイレ環境の整備が進むということは、大変意義があることであるというご意見をいただいております。外部評価はA 評価でございます。

6 点目、教育相談、20 ページ、上段をごらんください。

児童・生徒のかかえる問題が複雑化、多様化の傾向を強めており、教育相談の重要性が年々高まっている。保護者もまた、さまざまな問題を抱えるようになり、教育相談の必要性が増大している。また、児童・生徒の悩みが多岐にわたり、心理士の資格を持つ相談員が子どもたちの心情を察しながら、悩みの要因を解析することで、子どもたちの悩みの解決につながるだけでなく、保護者や教員による支援の改善も期待できるというご意見をいただいております。外部評価はA 評価でございます。

最後、7 点目、登校サポートボランティア活用事業でございます。23 ページの上段をごらんください。

不登校をいかにして防ぎ対応するか、児童・生徒が安心して登校できる環境をいかにして整えるかに対して、総合的に対応力を構築し、その中で本事業を適切に位置づけるという基本姿勢が大切である。また、不登校児童・生徒の多くは、朝、家を出るときに決断が渋る。そのようなときに、子どもの心情を理解しているステップサポーターが行動をともにしたとき、子ども自身の心も整理することができる。半数の子どもが登校できるようになったことはすばらしいことであるというご意見をいただいております。外部評価は

<p>教 育 長</p>	<p>B評価をいただいております。</p> <p>本日、学識経験者の方からいただいた意見をここでご報告をさせていただきます。今後につきましては、本報告書を議会に提出をさせていただいた上で、2月の文教委員会で、報告することを予定しております。</p> <p>資料のご説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。このことに関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>評語は5から1まであるわけですね。それから、外部評価はAからCだから3段階。だから、これ見てみると、大体5のものはAはなっていますよね。4のものもBになっているのがある。そのぐらいが違うでしょうね。例えば、学校版もつたいない運動なんていうのも評価は4なんだけど、外部評価はAでしょう。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>教育相談も総合評価は4ですけど、外部評価はAになっていますね。だから、4のものがAかBになっている。5のものはAになっていますね。ということでされているようですね。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他になければ、この報告を了承させていただきます。</p> <p>次に、教育委員会後援名義使用の承認についての報告をさせていただきます。新規でないものですね。後援名義ということになっていますが、事務局、お願いします。</p>
<p>庶 務 係 主 査</p>	<p>教育委員会後援名義等使用申請一覧ということで、A4横版の資料をおつけさせていただきます。</p> <p>1点目、葛西の里神楽、第9回美よ志会の後援名義でございます。申請者は、東都葛西神楽保存会会長からでございます。実施日時は平成29年3月12日日曜日、実施会場は東部フレンドホールでございます。対象は一般区民でございます。事業目的といたしましては、葛西の里神楽発表会、葛西の里神楽を次世代へということで、日ごろの稽古の成果を披露し、さらなる芸能伝承への意欲を喚起。将来の継承者たる青少年会員の増強と育成を図りつつ実施し、葛西の里神楽への興味、関心を高めるというものでございます。</p>

	<p>経費の徴収及び副賞、賞状等はありません。</p> <p>2点目、第41回わんぱく相撲江戸川区大会でございます。申請者はプロジェクトわんぱく協議会の会長でございます。実施日時、平成29年5月14日日曜日、実施会場は江戸川区総合体育館でございます。事業の対象と範囲につきましては、区内在住、在学の小学生となっております。事業目的、概要でございますが、国技である相撲を通じて、心身の鍛錬、健康の増進を図る。マット土俵を6面用意し、学年ごとに男女別のトーナメントを行う。4、5、6年の優勝者は東京都大会に出場するというものでございます。経費の徴収、賞状、副賞等は特にございません。</p> <p>申しおくれましたが、1点目、葛西の里神楽につきましては9回目の後援、わんぱく相撲につきましては、41回目の後援となっております。次のページ以降にそれぞれの事業の参考資料をつけさせていただいております。説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>わんぱく相撲に出ている子どもたちで、プロの相撲になった子なんかいるのですか。</p>
庶 務 係 主 査	<p>事務局で担当の方とお話させていただいている中では、そういったお話はまだ聞いたことはないです。</p>
教 育 長	<p>全国大会で、ここで優勝すると出ていくじゃないですか。その中で、全国大会で今のというか、貴乃花親方がここで横綱になっていますよね。そういうのはあると思います。ですから、これは江戸川区大会ですけど、東京都大会で、彼はたしか中野区だったですよ。全国優勝してなってということありますけど、江戸川区はちょっとどうなのですかね。</p>
尾 上 委 員	<p>この参加者は、区内の在学、小学生の4、5、6年生とありますけども、これは学校に相撲クラブがあるとか、そういうところ少ないだろうなと思うのですが、土俵が葛西のほうに、どこかにありましたよね。下小岩にも。今回、相撲が非常にまた優勝したということで、盛り上がっていると思うのですが、学校から来るのですか。何かのクラブに入っていて代表で来るとかという、なんかそういうのがあるのでしょうか。</p>

川勝学務課長	学校から申込書もらうんですよね。それで、それぞれ子どもに配って、青年会議所がつくったはがきつきの申込書があって、それのはがきを出して申し込むというようなものであったと思います。
尾上委員	全く個人で。
学務課長	そうですね。
教育長	私も、ここ何年か行っているのですが、全く個人で、だから相撲クラブとかほとんどないじゃないですか。 もしよかったら見に来てくださいませ。校長先生たちも応援に来ています。今年は総合体育館なのですね。総合体育館とスポーツセンターですね。1年ごとにね。 それでは、よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	以上をもちまして、平成29年第2回教育委員会定例会を終了いたします。 お疲れさまでございました。 閉会時刻 午後2時32分